

www.kangxin.com



The 3rd Amendments of Patent Law of China

www.kangxin.com

Beijing · Shanghai · Changsha · Silicon Valley · Munich

一、専利法改正の必要性

- 自国の自主革新及びその普及、応用の促進に寄与するため
- 専利権授与の条件を高めるため
- 実用新案及び意匠専利権の安定性を高めるため
- 専利権者の合法的権益の保護を強化するため
- 専利権濫用行為を防止するため
- 専利制度の国際発展に適応するため

二、専利法改正の基本原則

- 専利権者の利益に対する保護と公共利益に対する保護との統一
 - 専利法の立法主旨:「専利権利人の合法的權益を保護し、発明創造を奨励し、発明創造の応用を推進し、自主革新能力を高め、科学技術の進歩と社会経済の発展を促進し、革新型国家を建設する」。
- 国際発展への適応と中国の国情との統一
 - 国際特許制度の発展動向を考慮する上で、さらに中国の具体的な国情を十分に把握することによって、改正後の専利法を中国現在の発展段階と現実の需要に適応させる。
- 法律の安定性維持と法律適応性向上との統一
 - 現行特許制度の基本的な特徴と現行専利法の全体構成を保っている。改正しなければ、実際の問題を解決できないまたは前後一致していない条文だけに対して改正を行った。

三、専利法改正の七つの方面

(一) 専利法の立法主旨

- 立法主旨として、「専利権利人の合法的權益を保護し、発明創造を奨励し、発明創造の応用を推進し、自主革新能力を高め、科学技術の進歩と社会経済の発展を促進し、革新型国家を建設する」ことを専利法に書き入れる(第1条)
 - ・ 専利制度は国家の経済科学技術実力及び国際競争力を高め、国家利益及び経済安全を維持するなどの方面において、重要な役割を働き、中国が革新型国となるために、強力な支えとなる。

(二) 行政審査批准制度の改革を深め、サービス型の政府を建築する措置

- 涉外専利代理機構の指定を取消した。(第19条)
- 中国の機関・団体又は個人は、外国へ専利出願を提出する場合、中国の代理機構を委託しなければならない、との規定を取消した。(第19条第2項)
- 専利行政部門は専利情報公開の責任があるという内容を増加した。(第22条第2項)

(三) 権利の帰属及び管理について

- 共有権利の行使
 - <民法通則>と現行専利法及びその実施細則において、関連規定がない、という欠陥を克服した。(第15条)
- 中国で完成された発明創造を外国で出願する場合の審査批准について
 - 外国で専利出願を提出する前に、まず中国で専利出願を提出しなければならないという規定を削除した。(第20条第1項)
 - 現行専利法第20条第1項の不明確な部分を改善し(第20条第1項)、当該規定に違反した法的結果を明確に規定した。(第71条)

(四) 専利権付与の基準

- 発明、実用新案及び意匠の定義を規定した。(第2条)
- 従来技術と従来設計に対する地域的制限を取り消した。
 - 国際的に共通の絶対新規性基準を採用するとともに、専利法の関連条文との統一を図るために、従来技術及び従来設計の定義を規定した。(第22条、第23条)
- 遺伝資源の保護及び遺伝資源由来の記載
 - 合法的に遺伝資源を利用及び獲得し(第5条)、明細書において、遺伝資源の由来を記載する。(第26条)

(五)意匠専利制度

- 意匠専利権付与の客体
 - 「平面印刷品の図案、色彩或いは両者の結合によって作成された模様が主に標識の役割をもつデザイン」を、意匠専利権付与の客体から排除した。(第25条第(6)項)
- 意匠専利権付与の実質的条件を高める
 - 専利権を付与する意匠は、従来 of 意匠或いは従来 of デザインの特徴を組み合わせたものと比べ、明らかな区別があるものでなければならない。- 「創造性」(第23条)
- 関連の意匠を合併して一件の出願として、提出できる。
 - 関連の意匠を合併して一件の出願として提出できることにより、現行専利法における単一性と重複授權との矛盾を解決した(第31条)。
- 意匠専利検索報告制度
 - 専利権の侵害紛争が意匠専利に係わる場合、人民法院に起訴、或いは専利行政管理部門に対して処理を求める時の前提として、意匠専利検索報告を提出しなければならない(第61条第2項)。
- 意匠専利権保護範囲の改善に関する規定
 - 「意匠専利権の保護範囲は、図面又は写真における意匠専利製品を基準とし、概要説明は、図面又は写真の内容を説明できる」と、規定した(第59条第2項)。同時に、出願人が提出する文書の中に、意匠に対する概要説明を含むべきであると規定した(第27条)。

(六) 専利権の保護

- 専利権者の許可を経ずに、その意匠製品に関する許諾販売を行ってはならないと、規定した。
 - TRIPS協定第28条において、意匠製品に関する許諾販売行為について規定されていない。三種類の専利権の保護のバランスを取るために、専利権者の許可を経ずに、その意匠製品に関する販売を行ってはならないと、規定した。(第11条第3項)

- 専利行政法律執行の改善
 - 商標法と著作権法を参照し、専利行政管理部門が専利権侵害紛争、専利に関する違法行為差止め時の法律執行力及び証拠調査収集の手段を確実に強化した。
 - 故意に専利権を侵害する行為は、民事的権利侵害行為だけではなく、正常な市場経済秩序及び公衆利益を損害する行政違法行為でもあるので、故意の専利権侵害者は、民事的権利侵害責任を負うと同時に、罰金という行政的処罰も科される。(第63条、第64条)

- 専利権侵害の賠償金額及び権利保護のコストに関する規定
 - 法定の賠償額を1万元以上、100万元以下と規定した。
 - TRIPS協定の関連規定により、専利権の侵害による賠償は、専利権者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含んでいると、規定した。(第65条)
- 起訴前の証拠保全に関する規定を増加した。
 - TRIPS協定の規定により、中国現行の<商標法>及び<著作権法>には、起訴前の権利侵害行為の差止め、財産保全及び起訴前の証拠保全の内容を規定した。
 - 上記状況を鑑み、専利法には、起訴前の証拠保全の内容が増設された。そして、人民法院は申請を受領後48時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を実施すると裁定した場合、これを速やかに執行しなければならない。人民法院は保全措置の実施に際し、申請者に担保の提供を命じることができる。申請者が担保を提供しない場合は、申請を撤回する。申請者が人民法院による保全措置を実施日から15日以内に起訴しない場合、人民法院は保全措置を解除しなければならない。(第67条)
- 起訴前に権利侵害行為の差止を申請した場合の、申請者の権利及び義務、人民法院の処理期限などについて規定した。(第66条)
- 専利行政管理部門が調査の職権を有する。
 - 取得した証拠に基き、専利虚偽の疑いがある行為を差止める際、当事者に訊ね、違法嫌疑行為に関する事情を調査できる。当事者の違法嫌疑行為の現場に対する現場調査の実施。違法嫌疑行為に係る契約書、インボイス、帳簿及びその他の関係資料の調査或いは複製。違法行為に係わる製品の検査。専利製品を虚偽した製品を差し押さえ、或いは没収。(第64条)

(七)公衆合法權益の維持と専利権濫用の制止

－ 強制許諾に関する規定の改善

- － パリ条約の関連規定に従い、専利権取得日から三年満了し、かつ正当な理由もなくその専利を実施していない、或いは十分に実施していない場合、当該専利の実施を強制許諾できると規定した。一方、〈独占禁止法〉と対応するように、専利権者のその専利権の行使行為が、司法、行政過程を経て競争の排除、制限行為と確定され、出願者に強制許諾を与える必要があるものについて、その実施を強制許諾できると規定した。(第48条)
- － 世界貿易機関の〈TRIPS協定と公衆の健康に関する宣言〉により、流行病発生の予防、流行病蔓延の抑制または流行病患者の治療をするために、国家緊急事態または非常事態となる時、及び公共利益を保護するという目的で、専利権の実施を強制許諾できる。これによって公共の健康問題を解決する(第49条)。〈TRIPS協定と公衆の健康に関する宣言パラグラフ6の履行についての決定〉、〈TRIPS協定の改正議定書〉により、専利権の実施を強制許諾でき、中国製薬企業が関係の専利薬品を生産して輸出することを許諾できる。(第50条)
 - － TRIPS協定第31条により、強制許諾の手續上の条件を規定した。改正後の専利法第48条第1項及び第51条の規定により、強制許諾を請求した場合に、証拠を提供して、合理的な条件で専利権者に対して専利の実施許諾を請求したが、合理的な時間内に許可を得られなかったことの証明を提出しなければならない。(第54条)
 - － 強制許諾の合理使用費に関する規定：中国の加盟した国際条約がある場合に、当該国際条約の規定により使用費を決める。上記国際規定がない場合に、当事者双方により、使用費を協議する。協議に達成できない場合に、知識産権局により、裁決する。(第57条)

- 強制許諾にかかわる発明創造が半導体技術である場合に、その実施は公共利益の目的と第48条第2項の状況に限られる。(第52条)
- 第48条第2項、第50条により強制許諾した状況を除き、専利権の強制許諾は、主に国内市場に提供する。(第53条)
- 従来技術抗弁の規定の追加
 - 従来技術抗弁は、アメリカ、日本、ドイツなどの国の司法実践において、広く適用されていて、且つ、中国の人民法院及び行政機関が専利権紛争の事件を審判し、或いは処理する時に、従来技術抗弁を適用した場合もある。今回の改正で、従来技術抗弁の内容が明確に専利法に追加された。(第62条)

- 専利権侵害と見なさない行為
 - 現行専利法に掲げられた四種類の専利権侵害と見なさない行為以外、以下の行為も専利権侵害と見なさない行為として規定された。(第69条)
 - TRIPS協定により、専利領域において、平行輸入することができる。また、必要な時に、平行輸入することで、現在中国が製造できない、或いは製造能力が足りない専利薬品を外国から輸入できるようになり、中国の公共健康問題の解決を図る。
 - 数多くの国の特許法に規定された薬品及び医療機器の実験例外の内容を導入した(「Bolar例外」)。公衆が、薬品及び医療機器の専利権保護期限満了後に、速やかに安い薬品及び医療機器を利用できるように、行政審査に必要な情報を提供するため、規定された方式により専利を実施できる。

THANK YOU!

www.kangxin.com

KANGXIN INTELLECTUAL PROPERTY LAW

Beijing · Shanghai · Hunan · U.S. A. · Germany

Floor 16, Tower A, InDo Building, A48 Zhichun Road

Haidian Distrct, Beijing 100098, P. R. China

T: (8610)58731888

F: (8610)58731999



KANGXIN
INTELLECTUAL PROPERTY LAW